

# 行政上の損失補償(1)

(百選「Ⅱ-254」～「Ⅱ-258」)

## 問題 001

火災の際の消防活動によち損害を受けた者がその損失の補償を請求しうるためには、当該処分等が、火災が発生しようとし、もしくは発生し、または延焼のおそれがある消防対象物およびこれらのもののある土地以外の消防対象物およびこれらのもののある土地に対しなされたものであり、かつ、右処分等が消火もしくは延焼の防止または人命の救助のために緊急の必要があるときになされたものであることを要する。

**001 解答**：妥当である。(Ⅱ-254)

## 問題 002

消防団長が延焼を防ぐために建物を破壊したことは消防法 29 条 3 項による適法な行為であり、そのために損害を受けた者は、右法条による損失の補償を請求することはできない。

**002 解答**：誤り

損失補償請求ができるとした。(Ⅱ-254)

### 問題 003

道路法70条1項の規定は、道路の新設又は改築により、当該道路に面する土地について、通路、みぞ、かき等の工作物の新築、増築等をするやむを得ない必要が生じた場合に、道路管理者は、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならないとしたものである。

**003 解答**：妥当である。(Ⅱ－255)

### 問題 004

道路工事の施行の結果、警察法規違反の状態を生じ、危険物保有者が右技術上の基準に適合するように工作物の移転等を余儀なくされ、これによって損失を被ったとしても、それは道路工事の施行によって警察規制に基づく損失がたまたま現実化するに至ったものにすぎず、このような損失は、道路法70条1項の定める補償の対象には属しない。

**004 解答**：妥当である。(Ⅱ－255)

## 問題 005

憲法 29 条 3 項にいうところの財産権を公共の用に供する場合の正当な補償とは、その当時の経済状態において成立することを考えられる価格に基づき、合理的に算出された相当な額をいうのであって、必ずしも常につかる価格と完全に一致することを要するものでない。

**005 解答**：妥当である。(Ⅱ - 256)

## 問題 006

憲法は「正当な補償」と規定しているだけであって、補償の時期についてはすこしも明言していないのであるから、補償が財産の供与と交換的に同時に履行されるべきことについては、憲法の保障するところであると解するのが相当である。

**006 解答**：誤り

補償の同時履行までをも保障したものと解することはできないとした。(Ⅱ - 257)

## 問題 007

政府が食糧管理法に基づき個人の産米を買い上げるには、供出と同時に代金を支払わなければ憲法 29 条に違反する。

### 007 解答：誤り

供出と同時に代金を支払わなくても憲法に違反しないとした。(Ⅱ－257)

## 問題 008

土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合、その収用によって当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復をはかることを目的とするものであるから、完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償をなすべきであり、金銭をもって補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得することをうるに足りる金額の補償を要する。

### 008 解答：妥当である。(Ⅱ－258)

## 問題 009

被収用者に対し土地収用法72条によって補償すべき相当な価格とは、被収用地が、建築制限を受けている状態について裁決時において有する価格をいうと解すべきである。

### 009 解答：誤り

建築制限を受けていないとすれば、裁決時において有するであろうと認められる価格をいうとした。

(Ⅱ－258)